4月1日配布資料 入札監理小委員会 審議用資料

# 社会保険庁 平成 19 年度事業 (第 2 期) の要求水準等 見直しについて

19年度事業の第2期に係る要求水準及び最低水準の見直しについて

19年度事業の第2期(平成20年5月~平成21年4月)に係る要求水準及び最低水準(以下「要求水準等」という。)の算出に当たっては、現年度分は基礎的要素である被保険者数及びその増減に伴う免除者数を、また、過年度分は過年度納付対象月数の増減率及び過年度納付割合の加算率を、それぞれ見直している。

その上で、要求水準等算出根拠に基づき、社会保険事務所ごとに要求 水準等を算出し、被保険者数が減少している場合には、要求水準等を下 げることとしているが、被保険者数の増加による要求水準等の引き上げ については、当該事象ごとの個別要因を判断し、要求水準等を引き上げ ずに、当初設定した数値のままとしている。

なお、委託費については、当初設定した要求水準等に対する落札価格 (基本額)のままとし、見直しは行わない。

## 平成19年度事業(第2期)の要求水準等の見直しについて

(単位:月数)

				( 4	☑成20年5月~	·平成21年4月)			
対象地区名	事務所名		要求	水準		最低:	水準		
		現年度	増減	過年度	増減	現年度	増減	過年度	増減
北海道(札幌)	札幌東	35, 800	+0	45, 000	△4, 000	30, 900	+0	43, 500	Δ3,
	札幌西	19, 600	+0	24, 400	Δ2, 200	17, 000	+0	23, 700	Δ1,
	札幌北	38, 200	+0	44, 900	△4, 000	33, 600	+0	43, 600	Δ3,
北海道 (札幌以外)	函館	23, 700	+0	28, 200	△2, 700	19, 600	+0	27, 000	Δ2,
	釧路	20, 000	+0	19, 100	△2, 000	16, 700	+0	18, 200	Δ1,
	苫小牧	13, 300	+0	15, 400	Δ1, 600	11, 000	+0	14, 700	Δ1,
青森	弘前	30, 500	△1, 200	34, 000	△3, 400	25, 000	Δ1, 000	32, 300	Δ2,
宮城	仙台東	21, 700	+0	27, 200	△2, 500	18, 200	+0	26, 300	Δ2,
** 1-9	水戸北	33, 200	△500	39, 000	△3, 900	27, 400	△400	37, 200	Δ3
茨城 ·	水戸南	30, 300	+0	32, 900	△3, 600	23, 600	+0	30, 900	Δ2
埼玉	大宮	48, 000	△600	74, 600	△6, 800	41, 100	△500	72, 200	Δ5
(さいたま)	浦和	66, 000	△600	97, 200	△9, 300	53, 800	△400	93, 400	Δ7,
埼玉 (川越)	川越	72, 500	△1, 900	118, 100	△11, 000	60, 000	△1, 700	114, 000	Δ9
埼玉	所沢	39, 100	△1, 700	72, 800	△6, 600	32, 900	Δ1, 500	70, 400	△5
(北部・南部)	熊谷	36, 300	△1, 200	48, 500	△4, 800	30, 400	△900	46, 300	Δ4
千葉	佐原	25, 300	△500	31, 800	△3, 300	20, 400	△400	30, 200	Δ2
(北部)	松戸	64, 900	△1,600	101, 300	△9, 400	54, 400	△1, 300	97, 600	Δ7
て 恭	幕張	64, 400	△2, 600	95, 500	△8, 900	53, 800	△2, 100	91, 900	Δ7
千葉 (南部)	木更津	36, 700	∆1, 200	50, 100	△5, 200	29, 200	△900	47, 700	△4
	足立	36, 900	△800	70, 400	△6, 700	29, 900	△600	67, 600	△5
**	二二 荒川	12, 400	△400	20, 400	Δ1, 900	10, 600	△200	19, 700	Δ1
東京 (北東部)	葛飾	24, 900	△700	45, 200	△4, 100	20, 700	△600	43, 700	Δ3
	上野	11, 300	△400	20, 100	△1, 700	9. 400	△300	19, 400	Δ1
	江戸川	33, 100	△800	69, 900	△6, 400	26, 900	△600	67, 300	
東京	墨田	14, 200	△300	26, 600	△2, 500	12, 100	△400	25, 800	Δ2
(東部)	工東 江東	23, 400	△800	45, 500	Δ4, 000	20, 300	△700	44, 100	Δ3
		35, 500	△600	59, 500	△5, 400	29, 700	△500	57, 500	Δ4
東京			Δ1, 100	80, 800	Δ3, 400 Δ7, 100	37, 500	Δ1, 100	78, 300	Δ.
(北西部)	練馬 ———— 池袋	44, 000 19, 400	Δ1, 100 Δ100	30, 900	△2, 800	16, 200	△1,100	29, 800	Δ2
		21, 500	△100	35, 300	△3, 200	17, 800	△100	34, 000	
=	新宿 渋谷	16, 600	△400	30, 800	△2, 700	17, 800	△300	29, 800	Δ2 Δ2
東京		17, 600	+0	·					
(南西部)	港	18, 100	△300	29, 000 34, 400	△2, 500 △3, 000	14, 900 15, 400	+0 △300	28, 100 33, 400	Δ2 Δ2
	目黒	·	△600	·	△3, 600	18, 400	△500	40, 400	Δ3
	品川	21, 200		41, 400		51, 500		120. 700	
東京 (南部)	世田谷	61, 200	△2, 100	124, 100	△10, 700		Δ1, 700	,	Δ9
	大田	33, 500	△1, 200	67, 700	△6, 000	28, 600 53, 700	△1,000	65, 700	Δ!
東京 (多摩)	武蔵野	62, 500	△1, 800 △700	102, 000	△9, 100		△1,500	98, 800	Δ,
神奈川 (横浜南部)	青梅	20, 400		35, 300	△3, 200	17, 100	△600	34, 000	Δ2
	横浜中	11, 400	+0	19, 100	Δ1, 600	9, 600	+0	18, 500	Δ.
	横浜南	36, 900	△800	57, 100	Δ5, 100	31, 900	△600	55, 400	Δ4
	横浜西	46, 800	△800	78, 100	△6, 900	39, 800	△700	75, 700	△5
神奈川 (横浜北部)	港北	35, 400	△400	76, 500	△6, 600	30, 000	△500	74, 300	△5
	鶴見	22, 700	△200	41, 200	△3, 700	19, 000	△200	39, 900	Δ3
神奈川 (川崎) 神奈川 (横浜川崎以外)	川崎	18, 200	△100	29, 000	△2, 900	14, 300	△200	27, 700	Δ2
	高津	25, 800	△900	87, 700	△8, 200	21, 100	△800	84, 500	Δθ
	相模原	42, 700	△1, 700	80, 000	△7, 300	35, 000	△1,500	77, 100	Δθ
	厚木 横須賀	31, 500 29, 200	△1, 100 △800	46, 200 46, 200	△4, 400 △4, 100	25, 900 24, 500	△900 △700	44, 400 44, 600	Δ;

対象地区名	事務所名	第2期(見直し後) (平成20年5月~平成21年4月)								
		要求水準				最低水準				
		現年度	増減	過年度	増減	現年度	増減	過年度	増減	
静岡	沼津	16, 700	△400	22, 600	△2, 300	13, 900	△400	21, 600	△1, 900	
	三島	22, 600	△700	28, 200	△2, 800	18, 800	△600	27, 000	△2, 300	
愛知 (名古屋東部)	大曽根	23, 200	△400	35, 500	△3, 300	18, 900	△300	34, 100	△2, 800	
	鶴舞	3, 900	+0	6, 800	△700	2, 900	+0	6, 500	△500	
	笠寺	19, 300	△700	33, 100	△3, 200	15, 500	△600	31, 800	△2, 600	
	昭和	16, 400	△300	24, 100	△2, 200	13, 800	△400	23, 300	△1, 800	
愛知	中村	18, 200	△500	31, 200	△3, 000	14, 700	△400	29, 900	△2, 400	
	熱田	19, 500	△200	28, 100	△2, 800	15, 000	△300	26, 900	Δ2, 200	
(名古屋西部)	名古屋北	27, 000	△800	39, 800	△3, 900	21, 600	△600	38, 100	△3, 200	
	名古屋西	14, 700	△300	20, 400	△2, 000	11, 900	△200	19, 500	Δ1, 700	
	上京	18, 900	△600	32, 800	△2, 900	16, 100	△500	31, 900	△2, 500	
京都	中京	14, 700	△700	25, 500	△2, 400	12, 200	△600	24, 600	Δ2, 000	
	下京	8, 500	△200	12, 900	△1, 300	6, 900	△200	12, 400	Δ1, 100	
	大手前	10, 800	+0	16, 800	△1, 700	8, 200	+0	16, 000	△1, 400	
	市岡	9, 100	+0	13, 700	△1,500	6, 900	+0	13, 100	Δ1, 100	
大阪	天満	6, 500	△100	11, 800	△1, 200	5, 000	+0	11, 400	△1,000	
(市内北部)	淀川	20, 400	△400	33, 800	△3, 400	15, 500	△400	32, 300	△2, 700	
	福島	9, 000	+0	13, 800	△1, 400	7, 000	+0	13, 200	△1, 200	
	城東	21, 300	△300	31, 700	△3, 100	16, 500	△200	30, 400	△2, 500	
	堀江	10, 300	+0	15, 600	△1,600	8, 000	+0	14, 900	△1, 300	
-L pr	今里	12, 900	△100	18, 600	△2, 100	9, 200	+0	17, 600	Δ1, 600	
大阪 (市内南部)	難波	3, 700	+0	5, 100	△600	2, 600	+0	4, 800	△400	
	玉出	21, 000	△200	33, 100	△3, 600	15, 200	△200	31, 400	Δ2, 800	
	平野	19, 100	Δ100	28, 600	△2, 900	14, 300	△100	27, 100	Δ2, 400	
	天王寺	38, 100	△1,000	63, 900	△6, 200	30, 700	△700	61, 400	△5, 000	
大阪 (東部)	八尾	15, 600	+0	27, 800	△2, 500	13, 000	△100	26, 800	△2, 200	
(東即)	東大阪	21, 300	△700	44, 100	△4, 300	17, 000	△500	42, 400	△3, 600	
	守口	19, 100	△500	37, 000	△3, 600	14, 500	△300	35, 500	△2, 900	
大阪	枚方	35, 400	△800	61, 900	△5, 800	28, 400	△600	59, 700	△4, 800	
(北部)	豊中	27, 600	△400	54, 000	△4, 800	23, 300	△300	52, 400	△4, 100	
	吹田	46, 200	△1, 100	79, 700	△7, 000	38, 800	△1, 000	77, 300	△6, 000	
大阪	貝塚	22, 900	△100	40, 400	△3, 900	18, 600	△100	39, 000	Δ3, 100	
(南部)	堺東	33, 100	△1, 200	60, 100	△5, 800	26, 600	△1, 000	57, 900	△4, 600	
	堺西	14, 900	△300	23, 200	△2, 100	12, 100	△200	22, 300	Δ1, 700	
	三宮	5, 500	△100	9, 300	△900	4, 200	△100	8, 800	△800	
兵庫 (神戸)	須磨	30, 100	△1, 300	47, 100	△4, 500	25, 000	△1, 100	45, 200	△3, 800	
(147-7	東灘	13, 100	△200	21, 900	△1, 900	11, 000	△200	21, 000	△1, 700	
	兵庫	13, 800	△600	20, 000	△2, 000	11, 300	△400	19, 100	Δ1, 700	
兵庫 (神戸以外)	尼崎	36, 200	△800	64, 700	△6,000	30, 200	△600	62, 500	△5, 000	
	西宮	32, 700	△1, 800	68, 800	△6, 300	27, 600	△1,500	66, 600	△5, 300	
広島 福岡	広島東	24, 200	△700	36, 000	△3, 400	20, 000	△600	34, 500	Δ2, 900	
	博多	8, 500	+0	12, 400	△1, 200	7, 000	+0	12, 000	Δ1, 000	
	中福岡	8, 400	+0	12, 800	△1, 300	6, 800	+0	12, 400	Δ1, 000	
	小倉北	9, 200	△100	14, 900	△1, 400	7, 500	△100	14, 300	△1, 200	
長崎	長崎南  長崎北	23, 500 7, 700	△300 △100	29, 800 8, 700	△3, 100 △900	18, 800 6, 200	△200 △100	28, 400 8, 200	△2, 500 △700	
宮崎	宮崎	25, 600	△200	38, 000	△3, 600	20, 900	△200	36, 400	△3, 000	
ㅁ짼		23, 000	۵200	30, 000	<b></b>	۷۵, ۵۵۵	۵۷۰۵	50, 400	<b>4</b> 0, 000	

### (別紙2-2) 要求水準等算出根拠(平成19年度事業(第2期)見直し)

別紙2-1の対象社会保険事務所別要求水準等一覧は、以下の積算根拠に基づき、社会保険事務所ごとに別添のとおり算出している。

[ ]内は単位

#### 【現年度要求水準等】

#### |1. ①及び② 被保険者数 (累計 [月数]・年度末 [人])

被保険者数は、第1号被保険者と任意加入被保険者の合計。

- 17年度から19年度見込の被保険者数の増減率の全国平均で20年度以降推移するものとして積算。
- ※ 19 年度見込=19 年 4 月~12 月までの実績+(19 年 12 月実績×16~18 年度の 12 月~1 月の季節変動率)+(20 年 1 月見込×16~18 年度の 1 月~2 月の季節変動率)+(20 年 2 月見込×16~18 年度の 2 月~3 月の季節変動率)

20~22 年度=前年度被保険者数見込×17~19 年度見込の増減率の全国平均(第1号被保険者数 97.5%、任意加入被保険者数 99.5%、年度末被保険者数 97.3%)

#### 2. ③及び④ 全額免除累計 [月数]・免除率 [%]

18 年度の未申告者の積み残し分 15 万人(全国ベース)を 19 年度に解消し、その後毎年度 0.5%ずつ免除率(被保険者数に占める全額免除者の割合)が上昇するものと仮定して積算。

※ 全額免除累計「月数]=全額免除者数「人](被保険者数「人]×免除率「%])×12

19 年度の免除率は、各事務所においては、18 年度実績免除率から、18 年度の未申告者の積み残し分解消により 1.2%上昇するものとして積算。

※ 19 年度免除率=18 年度実績+1.2%、20~22 年度=前年度免除率+0.5%

#### 3. ⑤ 強制徴収対象者累計 [月数]

18 年度は 18 年度最終催告状送付者と 17 年度最終催告状送付者の 18 年度への繰越分を足したものを 12 か月分、19 年度以降は強制 徴収対象者 60 万人(全国ベース)の当該事務所分の 12 か月分。

※ 18 年度= (18 年度最終催告状送付者+17 年度からの繰越分) ×1219~22 年度=60 万人(全国ベース)の当該事務所分×12

#### 4. ⑧ 優良納付月数累計 [月数]

①及び③から推計される納付対象者 [月数](被保険者累計 [月数] - 全額免除累計 [月数])に、優良納付率 [%](推計)を乗じて積算。

優良納付率の推計は、以下のとおり。

- ・18 年度の優良納付月数累計 [月数] を被保険者累計 [月数] から全額免除累計 [月数] を減じたもので割り戻し、18 年度優良納付 率(実績)を算出。
- ・19 年度は、18 年度優良納付率に 19 年度途中から優良納付者に転じる 0.3%を上乗せ。
- ・20年度からは、毎年度、前年度の優良納付率に前年度の督励により優良納付者に転じる0.6%を上乗せ。
- ※ 19 年度=上記の納付対象者×(18 年度優良納付率+0.3%)20~22 年度=上記の納付対象者×(前年度優良納付率+0.6%)

## 5. ① 督励納付率 [%]

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ 18 年度の督励納付対象者累計 [月数] に対する督励納付月数 [月数] の割合。

※ 18 年度督励納付月数 [月数] ÷18 年度督励納付対象者累計 [月数]

## 6. ③ 加算率 1.8%

社会保険庁では、納付対象者に対する全国の納付月数の伸び率の上乗せ目標を 0.6%としており、これは督励対象者に対する 1.8%に相当する。

※ なお、過去3年間の納付対象者に対する納付月数の伸び率平均は0.75%であった。

## 【過年度要求水準等】

## 1. ① 過年度納付対象月数 [月数]

前年度過年度納付対象月数に17~19年度見込の増減率の全国平均を乗じたもの。

※ 前年度過年度納付対象月数×17~19年度見込の増減率の全国平均(89.2%)

## 2. ⑤ 過年度要求水準 [月数]

過年度納付対象月数に過年度納付割合を乗じたもの。

- ※ 過年度納付対象月数×過年度納付割合(前年度の過年度納付割合+0.3%)
- ※ 0.3%=過年度納付割合の16~19年度見込の全国平均伸び率